

医政地発0413第1号  
令和2年4月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（公 印 省 略）

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）をいう。）及び在宅医療（居宅等における医療をいう。）の体制構築に係る指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）により示しているところであるが、本年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（別紙1）等を踏まえ、課長通知の一部を別紙2新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

なお、第7次医療計画の中間見直しの時期については、今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。

<在宅医療部分を抜粋>

(別紙1)

## 第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ

令和2年3月2日

一部訂正 令和2年3月31日

医療計画の見直し等に関する検討会

本検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、第7次医療計画の中間見直しに必要な「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見のとりまとめを行う。

### 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制等に関する事項

#### 3 在宅医療

(見直しの方向性)

- 都道府県において取り組むべき事項を整理した通知※の内容を、指針に反映する。  
※「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」(平成31年1月29 日厚生労働省医政局  
地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局老人保健課  
長通知)
- 「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論の整理を踏まえ在宅  
歯科医療をより推進するための指標例を追加する。
- 小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成  
育過程を踏まえた整備が可能となるよう、現状把握に必要な指標例を追加する。  
近年、増加傾向にある医療的ケア児に必要な支援については、第8次医療計画に向  
けて検討する。
- 第8次医療計画に向けて、原則として設定する指標やアウトカム指標、多職種による  
在宅医療の提供体制や地域性を踏まえた在宅医療の提供体制、災害対応や介護と  
の連携を含めた今後の在宅医療のあり方について、介護保険事業(支援)計画及び  
障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する。

(指標例の見直し)

- ・小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加
- ・訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の追加
- ・機能強化型の訪問看護ステーション数の追加
- ・在宅で活動する栄養サポートチーム(NST)と連携する歯科医療機関数の追加
- ・小児の訪問診療を受けた患者数の追加
- ・歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数の追加
- ・訪問口腔衛生指導を受けた患者数の追加



# 医療的ケア児に関する調査 報告書【概要版】

## 1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。

平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

## 2 調査の対象

県内病院（161施設）及び県内在宅療養支援診療所（309施設：R2.4.1現在）  
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7病院

## 3 調査の方法

- ・調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・14項目の在宅療養指導管理料（※）を令和2年5月に算定している満20歳未満（平成12（2000）年6月以降に出生）の児。
- ・回答数 全体 96.9%  
（県内病院 99.4%、在宅療養支援診療所 95.5%、県外病院 100%）

### （※）在宅療養指導管理料

- |   |                        |        |
|---|------------------------|--------|
| ① | 在宅酸素療法指導管理料            | C103   |
| ② | 在宅中心静脈栄養指導管理料          | C104   |
| ③ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料       | C105   |
| ④ | 在宅小児経管栄養法指導管理料         | C105-2 |
| ⑤ | 在宅自己導尿指導管理料            | C106   |
| ⑥ | 在宅人工呼吸指導管理料            | C107   |
| ⑦ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料        | C107-2 |
| ⑧ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料        | C109   |
| ⑨ | 在宅自己疼痛管理指導管理料          | C110   |
| ⑩ | 在宅気管切開患者指導管理料          | C112   |
| ⑪ | 在宅自己腹膜還流指導管理料          | C102   |
| ⑫ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料         | C111   |
| ⑬ | 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料 | C115   |
| ⑭ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動型）指導管理料 | C116   |

## 4 調査の期間

令和2年6月3日～7月3日

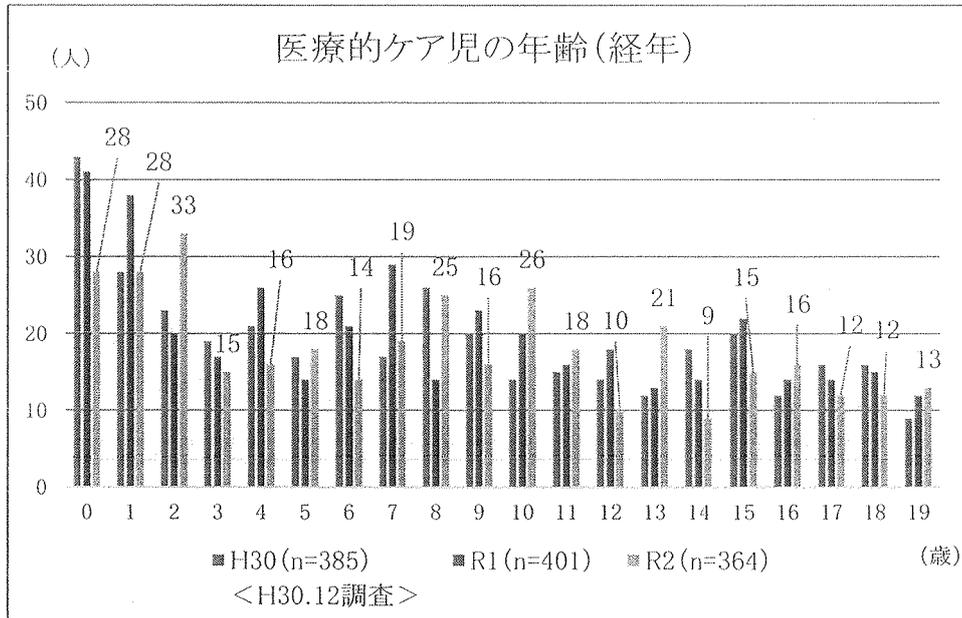
■1 医療的ケアが必要な児の状況

○県内外の医療機関を受診している医療的ケア児は、県内外に居住する 364 人であった。

そのうち、岡山県内に居住する児は、318 人（87.4%）であった。

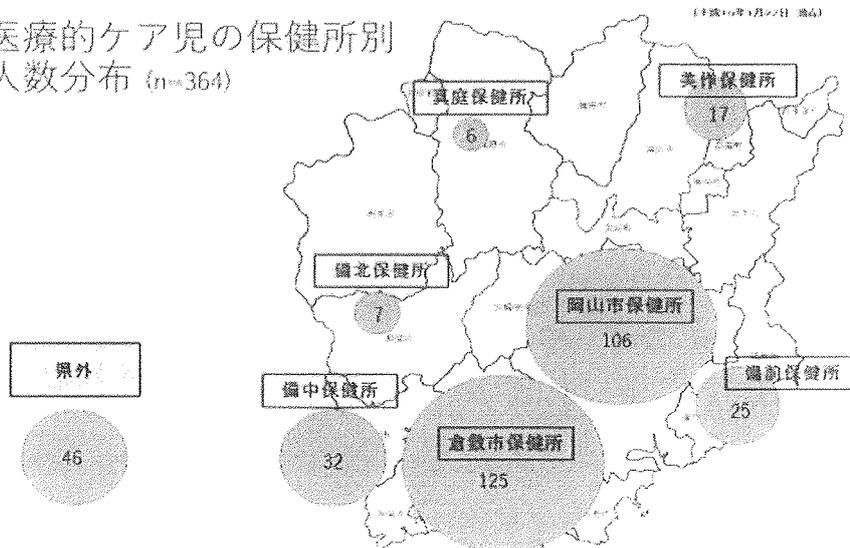
○医療的ケア児の性別は、男児が 197 人、女児が 167 人であった。

○医療的ケア児の年齢は、3 歳児が 33 人と一番多く、約 6 割が 10 歳未満児であった。



○医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると6割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。

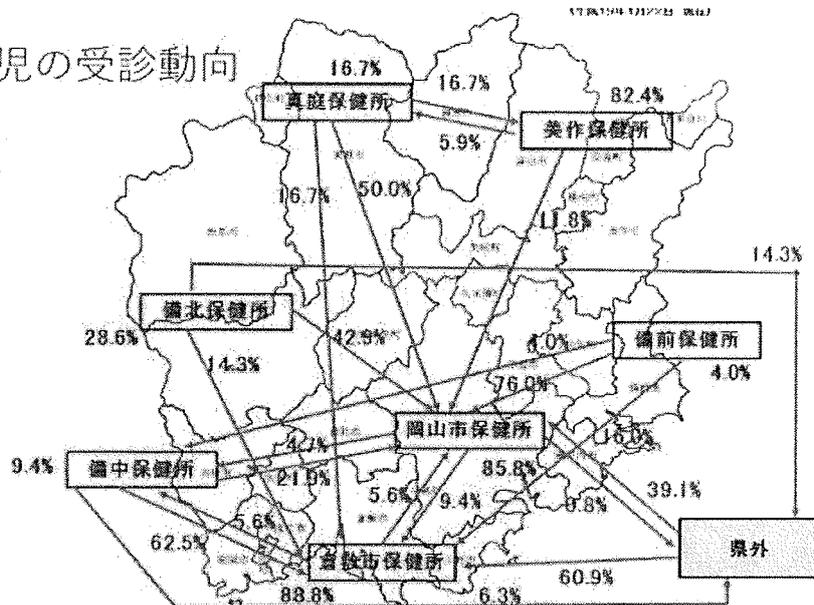
医療的ケア児の保健所別  
人数分布 (n=364)



○医療的ケア児が受診して在宅療養指導管理料を算定している医療機関は、居住地を所管する保健所管内の医療機関の児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、全医療的ケア児 364 人を 100% とすると、同保健所管内で医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定している児は、61.3% であり、岡山市保健所管内、倉敷市保健所管内の医療機関で 9 割弱が算定されていた。

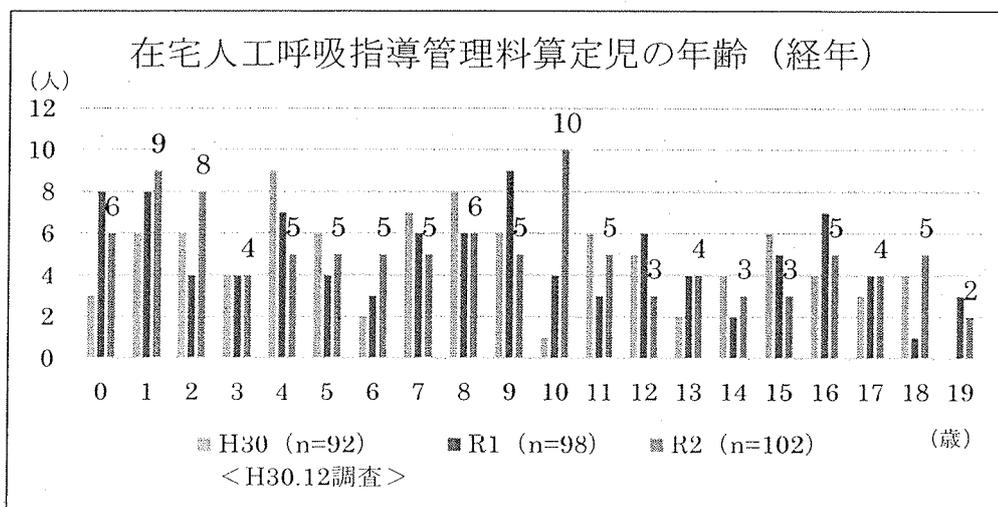
### 医療的ケア児の受診動向



※各保健所管内に居住する児数全体を 100% として、同保健所管内の医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

### ■2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

○在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、102 人 (28.0%) であり、その内、県内に居住する児は 98 人であった。県内外 102 人の中で、10 歳未満児が 56.9% であった。



# 小児訪問看護拡充事業

## 背景

- ・医学の進歩により、NICU等に長期に入院した後も、引き続き人工呼吸器や胃ろう、経管栄養、痰の吸引など日常的に医療的ケアの必要な子ども（医療的ケア児）が増加している。
- ・NICUの病床稼働率が90%を超える状況で、早期の在宅移行の必要性が高まっている。
- ・医療的ケアの必要な子どもの状態は、歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児まで様々であり、支援の個別性が高い。

## 現状と課題

- ・訪問看護ステーションのうち、小児を受け入れたことのない県内の施設は約5割
- ・理由は、疾病や障害を持ち、日常的に医療的ケアの必要な児に対する知識や看護技術等の経験不足
  - 発達過程をさええつつ、疾病や障害の個別性にも対応し、日常的に医療的ケアの必要な児に看護を提供できる看護職の育成・確保が必要である。

## 事業目標

- 医療的ケア児に対応できる看護職の増加
- 医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの増加

## 事業内容

### 委託先：岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

#### 研修会



対象者：訪問看護ステーションの看護職

#### 研修内容

取り巻く環境

福祉サービス・制度

特徴的な疾患

看護技術  
演習

小児の成長発達過程

#### 相談会（ネットワークづくり）

- ・小児訪問看護を実践しているステーション  
困難事例からの相互研鑽
- ・小児訪問看護を検討しているステーション  
参入にあたっての準備等
- ・医療・保健・福祉・介護・教育等関係者との  
多職種連携  
医療的ケアが必要な児への支援体制づくり

連動



## 令和2年度岡山県小児訪問看護研修会プログラム

	日時/会場	研 修 名	講 師
1	令和2年 10月22日(木) 9:30~16:15  岡山県看護研修 センター4階 大研修室	1. 開講式 (9:30~9:40)	岡山県保健福祉部医療推進課 課長 下野間 豊 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 会長 江田 純子
		2. 小児在宅医療の理解 (9:40~11:40) (1)在宅における小児の特徴的疾患と在宅医療 (2)支援が必要な児の災害対策	つばさクリニック岡山 医師 中川 ふみ氏
		3. 岡山県の医療的ケア児の現状と課題、取り組み (11:50~12:30)	岡山県保健福祉部医療推進課 総括副参事 稲田 順子氏 岡山県保健福祉部障害福祉課 総括参事 秋山 文男氏
		4. 医療的ケア児の在宅療養を支える看護職の役割と 看護実践、看護連携 (1)実践報告 (13:15~15:15) ①病棟看護師として ②退院調整看護師として ③保健師として  ④訪問看護師として  (2)相談会 (15:25~16:15) 「今後のわたしの看護実践と看護連携を考える」	岡山医療センター 病棟看護師 藤田 朱里氏 退院調整看護師 藤本 真理子氏 岡山市保健所健康づくり課東区保健センター 保健師 佐藤 鈴菜氏 しんしあ訪問看護リハビリステーション 管理者 鶴田 節子氏
2	令和2年 11月11日(水) 9:30~16:15  岡山県看護研修 センター4階 大研修室	1. 小児の成長発達過程と看護 (9:30~11:30) 2. 小児看護におけるリスクマネジメント (11:40~12:30)	倉敷中央病院 小児看護専門看護師 森貞 敦子氏
		3. 医療的ケア児が学ぶ意味 (13:15~14:15)	岡山県教育庁特別支援教育課 主幹 阿部 健志氏
		4. 特別支援学校における医療的ケア児の教育の実際 (14:25~15:45) 5. 相談会 (15:45~16:15) 「学校と訪問看護事業所の連携」	岡山県立早島支援学校 副校長 原田 敬子氏
3	令和2年 11月28日(土) 13:30~16:30  岡山県看護研修 センター4階 大研修室	1. 医療的ケア児の地域包括ケアを考える～子どもの 成長発達と保健・医療・介護・福祉・教育の連携～ (1)基調講演「岡山における医療的ケア児 の地域包括ケアの展望」 (13:30~14:20) (2)シンポジウム「医療的ケア児の地域包括ケアの 現在・未来を考える」 (14:30~16:00) ①総合的な障害福祉サービスの現状と今後について  ②倉敷地区重症児の在宅医療を考える会の活動  ③訪問看護の多機能事業の展開 (3)情報交換会 (16:00~16:30)	岡山大学病院 准教授 鷲尾 洋介氏  旭川荘児童院地域療育センター 所長 村下 志保子氏 南岡山医療センター 小児科 医師 井上 美智子氏 訪問看護ステーションふれんず 理事長 柴田 恵子氏
4	令和2年 12月10日(木) Aグループ 9:30~12:00 Bグループ 13:00~15:30  岡山県看護研修 センター4階 大研修室	1. 小児の医療的ケア技術(実習) (Aグループ 9:30~12:00) (Bグループ 13:00~15:30) (1)呼吸に関する援助技術 酸素療法、人工呼吸器、気管カニューレ、吸引 (2)栄養に関する援助技術 経管栄養(胃管・胃瘻栄養)中心静脈栄養 (3)排泄に関する援助技術 ストマ管理	訪問看護ココロステーションミモ 管理者 目賀 千晶氏 訪問看護ステーションエール 看護師 西田 恭子氏
5	令和3年 1月16日(土) 13:30~16:30  岡山県看護会館 3階 研修室1	1. 小児の訪問看護に関する相談会・交流会 (1)訪問看護の制度の理解 (13:30~14:10) (2)医療的ケア児を支えるために必要なしくみ、 訪問看護師の役割 (14:10~15:10) (3)相談支援専門員、医療コーディネーターの 役割、連携 (15:20~15:50) (4)相談会・情報交換会 (15:50~16:20) 2. 閉講式・修了式 (16:20~16:30)	倉敷訪問看護サービスセンター 管理者 柚木 加苗子氏 岐阜県看護協会立訪問看護ステーション 管理者 野崎 加世子氏 旭川荘児童院地域療育センター 副所長 本田 順子氏